

消防計画作成基準

平塚市消防本部では、消防計画を防火対象物又は事業所の規模・用途・収容人員等により「小規模用」「中規模用」「共同住宅用」「福祉施設用」の4つに分類しています。

次の消防計画作成基準を参考に作成してください。

※建物全体の延べ面積が 3,000 m²を超えるような大規模施設等は、「中規模用」を参考に実態を踏まえて追加記載し作成してください。

①単一管理権原：1人の防火管理者で建物全体を防火管理する場合

消防計画区分	建物全体の延べ面積
小規模用	特定用途 500m ² 未満
	非特定用途 1,000m ² 未満
中規模用	特定用途 500m ² 以上
	非特定用途 1,000m ² 以上
共同住宅用	全て
福祉施設用	全て

②複数管理権原：複数の防火管理者で建物の異なる場所をそれぞれ防火管理する場合

消防計画区分	一つの事業所の収容人員
小規模用	特定用途 30人未満
	非特定用途 50人未満
中規模用	特定用途 30人以上
	非特定用途 50人以上
共同住宅用	全て
福祉施設用	全て

※特定用途：不特定の人が出入りをする防火対象物（例：物販店、飲食店など）

※非特定用途：特定の人が出入りをする防火対象物（例：事務所、工場など）

※社会福祉施設は、その特殊性や危険性を考慮し、他の部分とは防火管理を別にすることを推奨します。